

東京学芸大学教職員福利厚生施設使用規則の一部を改正する規則

改正理由

管財係が施設企画課から財務課に移行したことに伴い改正するものである。

東京学芸大学教職員福利厚生施設使用規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成17年 8 月31日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成17年規則第16号

東京学芸大学教職員福利厚生施設使用規則の一部を改正する規則

東京学芸大学教職員福利厚生施設使用規則（平成5年規則第2号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教職員福利厚生施設使用規則の一部改正について

改正理由： 管財係が施設企画課から財務課に移行したことに伴い改正するものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>（使用の範囲） 第2条 施設は、次の各号に掲げる場合に使用することができる。 (1) 東京学芸大学（以下「本学」という。）の職員が職務又は福利厚生のため研修等を行う場合 (2) 本学の非常勤講師が講義等のため来学し、宿泊する場合 (3) 本学に関係のある機関の職員が来学し、宿泊する場合 (4) その他<u>財務部長</u>が特に必要があると認めたと者が宿泊する場合</p> <p>〔省略〕</p> <p>（使用の申込み） 第5条 施設の使用を希望する者（以下「使用者」という。）は、原則として使用する日の5日前までに、別に定める東京学芸大学教職員福利厚生施設使用願を<u>財務部財務課</u>に提出し、<u>財務部長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>（使用の許可） 第6条 <u>財務部長</u>は、前条の使用願を適当と認めるときは、別に定める東京学芸大学教職員福利厚生施設使用許可書を交付する。 （許可の取消等） 第7条 <u>財務部長</u>は、次の各号の一に該当するときは、前条の使用の許可を取消し、又は使用を中止させることができる。 (1) 使用者がこの規則又は許可の条件に違反したとき。 (2) 本学において、緊急に施設を使用する必要性が生じたとき。 (3) 施設の維持管理上、使用させることができなくなったとき。</p> <p>〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>（使用の範囲） 第2条 施設は、次の各号に掲げる場合に使用することができる。 (1) 東京学芸大学（以下「本学」という。）の職員が職務又は福利厚生のため研修等を行う場合 (2) 本学の非常勤講師が講義等のため来学し、宿泊する場合 (3) 本学に関係のある機関の職員が来学し、宿泊する場合 (4) その他<u>施設マネジメント部長</u>が特に必要があると認めたと者が宿泊する場合</p> <p>〔省略〕</p> <p>（使用の申込み） 第5条 施設の使用を希望する者（以下「使用者」という。）は、原則として使用する日の5日前までに、別に定める東京学芸大学教職員福利厚生施設使用願を<u>施設マネジメント部施設企画課</u>に提出し、<u>施設マネジメント部長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>（使用の許可） 第6条 <u>施設マネジメント部長</u>は、前条の使用願を適当と認めるときは、別に定める東京学芸大学教職員福利厚生施設使用許可書を交付する。 （許可の取消等） 第7条 <u>施設マネジメント部長</u>は、次の各号の一に該当するときは、前条の使用の許可を取消し、又は使用を中止させることができる。 (1) 使用者がこの規則又は許可の条件に違反したとき。 (2) 本学において、緊急に施設を使用する必要性が生じたとき。 (3) 施設の維持管理上、使用させることができなくなったとき。</p> <p>〔省略〕</p>

(事務)

第11条 施設に関する事務は、財務部財務課が処理する。

附 則

この規則は、平成17年8月31日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

(事務)

第11条 施設に関する事務は、施設マネジメント部施設企画課が処理する。